

1月から5月に発生しやすい
林野火災を防ぐために！

令和8年3月1日から気象状況によって

林野火災注意報

林野火災警報

が発令されます

発令中は、福岡市の対象となる林野の区域で
火の使用が制限されます。
詳しくは、裏面をご覧ください。

火の使用制限の例



山林での火入れ



花火



たき火



喫煙

たき火の例



かまど



たき火



キャンプ
ファイヤー



たいまつ

たき火ではない例



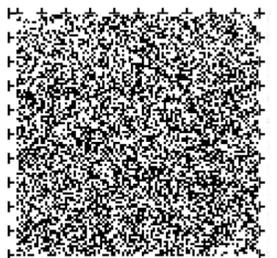
七輪



バーベキューコンロ
(炭火など)

福岡市消防局

Uni-Voice



毎年1月1日から5月31日まで
 降水量が少なく乾燥しているときや強風が吹くときに
 林野火災注意報又は林野火災警報が発令され、
 対象区域での火の使用が制限されます。

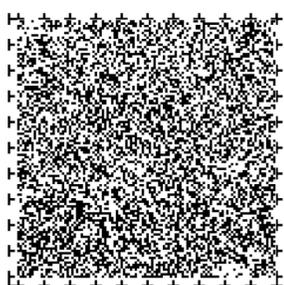
	林野火災注意報 (火災予防条例第29条の8)	林野火災警報 (消防法第22条・火災予防条例第29条の9)
発令基準	下記のいずれかを満たした場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、 かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、 かつ、乾燥注意報が発表されている場合	左記①または②に加えて 強風注意報が発表されている場合
対象区域	森林法第5条の規定に基づき福岡県知事が作成する福岡地域森林計画による民有林、 同法第7条の2の規定に基づき九州森林管理局長が作成する福岡国有林の地域別の 森林計画書による国有林（詳細は福岡市消防局ホームページ参照）	
火の使用制限	火の使用制限に 努めなければならない ①山林、原野等において火入れをしない ②花火を行わない ③火遊び又はたき火をしない ④喫煙をしない ⑤残火（たばこの吸殻含む）、取灰又は 火粉を始末する	火の使用制限に 従わなければならない 左記①～⑤同様
罰則	—	30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条第18号)
解除基準	発令基準に該当しなくなった場合	

※詳しくは福岡市消防局のホームページをご覧ください。
 ※発令の有無は、福岡市消防局のホームページに掲載します。

ホームページQRコード→



Uni-Voice



消防署への届出等について

火災とまぎらわしい行為を行う場合は、所轄消防署への届出が必要です。
 ただし、届出を行った場合でも、林野火災注意報又は警報発令中には、
 対象区域での火の使用は制限されますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

東消防署 092-683-0119 博多消防署092-475-0119 中央消防署092-762-0119 南消防署 092-541-0219
 城南消防署092-863-8119 早良消防署092-821-0245 西消防署 092-806-0642 本部予防課092-725-6611